解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年八月四日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県恵那市山岡町上手向一二三九番地一

山岡町山岡東部土地改良区

清算人代表　市川　輝男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年七月二十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

福岡県行橋市大字長井五七一番地一

清算法人杳尾・長井土地改良区

清算人代表　丸山　義照

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年八月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

福岡県行橋市大字津留七五一番地

清算法人元永土地改良区

清算人代表　則松　定市

第十五期決算公告

（平成二十八年十二月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	七、六八三
固定資産	一六、八六〇
合計	二四、五四三
負債及び純資産の部	
流動負債	九三、三〇四
（有給休暇引当金）	（四、五五一）
株主資本	△六五、一五一
資本金	七〇、〇〇〇
利益剰余金	△一三五、一五一
その他利益剰余金	△一三五、一五一
（うち当期純損失）	（九、三八〇）
評価・換算差額等	△三、六一〇
その他有価証券評価差額金	△三、六一〇
合計	二四、五四三

平成二十九年九月二十九日

東京都港区赤坂五丁目五番一二号ルー・ドゥ赤坂六階

ベロ・コーヒー・ジャパン株式会社

代表取締役　春口　雅信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区富丘二条七丁目一四一番地、最後の住所不明

被相続人　亡　小林きよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

北海道岩見沢市五条西三丁目二番地カギヤビル五階　進成法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤明日子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市中之島一七四一番地、最後の住所茨城県北相馬郡利根町大字羽根野八八〇番地八二　被相続人　亡　土岐　正輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

事務所茨城県龍ケ崎市光順田二九八七番地三

相続財産管理人　司法書士　松井　智彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市飯岡二三八三番地、最後の住所千葉県山武市森一二三九番地一八

被相続人　亡　平野　雅典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル五階　藤井・滝沢綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　滝沢　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜新町一丁目三番、最後の住所東京都昭島市田中町二丁目二五番三号愛全園　被相続人　亡　鷲尾　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町一五四二番地一、最後の住所岐阜県土岐市駄知町一五四二番地の一　被相続人　亡　正村　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

事務所岐阜県土岐市泉明治町五丁目三〇番地　相続財産管理人　弁護士　安井　典高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市奥町字野方一〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　舟橋　順司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

愛知県一宮市本町四丁目一番三号ＩＴＫビル六〇二号平尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平尾　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区比良一丁目二二二番地、最後の住所名古屋市西区清里町一九二番地ハイツ高橋一〇一号　被相続人　亡　平塚　悦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

名古屋市中村区名駅三丁目一三番二六号

交通ビル九階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星野　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区下鴨泉川町五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　依田　俊孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

京都市上京区東堀川通丸太町上ル六町目

橋本ビル　橋本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　長平

第１期決算公告

平成29年9月29日　東京都千代田区富士見二丁目10番２号

飯田橋グランブルーム４階

ネオファーマジャパン株式会社

代表取締役　河田　聡史

貸借対照表の要旨　（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,082,423	流動負債	258,003
固定資産	2,596,609	（賞与引当金）	(22,593)
		固定負債	3,053,810
		（退職給付引当金）	(273,864)
		株主資本	367,219
		資本金	300,000
		資本剰余金	294,002
		資本準備金	294,002
		利益剰余金	△226,782
		その他利益剰余金	△226,782
		（うち当期純損失）	(226,782)
資産合計	3,679,033	負債・純資産合計	3,679,033